**恵庭商工会議所　除雪機貸出要領**

（目　　的）

第１条　この要領は、会員事業所の生産性の向上を図るため、恵庭商工会議所が所管する除雪機の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第２条　前条の除雪機の貸出しは、恵庭商工会議所の会員事業所が使用する場合に行うものとする。ただし、会頭が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出要件)

第３条　除雪機の貸出条件は、次に掲げるものとする。

　(１)除雪機の運搬に関しては、借受者で行うこと。

　(２)除雪機に関しては保管場所を明らかにし、野ざらしとならないように管理すること。

　(３)除雪に関して、許可を得ないと使用できない区域は予め了承を得たうえで使用する。

　(４)貸出期間中に生じた事故・怪我等の一切の責任は、借受者が全て負うものとする。

（貸出申請）

第４条　除雪機の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ、「備品・機械」借用申請書（別記様式）を提出するものとする。但し、貸出を希望する場合は貸出を受けようとする日の１週間前までに「備品・機械」借用申請書を恵庭商工会議所まで提出するものとする。

（貸出期間）

第５条　除雪機の貸出時間は、原則１日とする。ただし、会頭が特に必要と認めた場合は、この限りでない。その場合、事前にいつ返却するかを明確にしておく。

（使用料）

第６条　使用料は、無料とする。ただし、使用に伴う燃料費・共済及び保険料は借受者の負担とする。(亡失、損傷及び故障)

（引渡し及び返却）

第７条　引渡しおよび返却は、借受者の負担のもと、商工会議所が指定した期日および場所で行うものとする。

（借受者の遵守事項）

第８条　除雪機の使用に際し、借受者に生じた損害または第三者に及ぼした損害は、借受者の責任においてその賠償を行う。

２　借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(１)　除雪機の使用において故意又は重大な過失により、滅失、破損若しくは故障を生じたときは、借受者の負担においてこれを補てんし、または修理しなければならない。

ただし、天災、その他借受者にその責がないと認められる場合は、この限りではない。

(２)　除雪機に故障が生じた場合には、その旨を商工会議所に連絡し、速やかに返却しなければならない。

(３)　借用の目的以外に使用し、または使用の権利を他に譲渡もしくは転貸してはならない。

(４)　除雪機の使用に際し、常に安全に努めなければならない。

(５)　除雪機の使用に際して、借受者の負担において必要に応じて傷害保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。

（貸出停止）

第９条　会頭は、借受者が前条第１項各号に掲げている事項に違反していると認めた場合は、除雪機の貸出停止または返却を命ずることができる。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、除雪機の貸出しに関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附　　則

（施行期日）

この要領は、令和３年９月１日から施行する。